

見直し案

◎ 見直しの方向性

本補助金は、保険財政の基盤がぜい弱なため健康保険事業の運営に支障をきたすおそれのある健康保険組合に対し、助成を行うことを目的としている。

一方、健康保険法では平成13年度より「指定健康保険組合制度」を設け、特に窮迫度の高い組合に対して3年間の財政健全化計画を作成させ、国において重点的な指導を行うこととしている。

平成24年度に交付基準の見直しを行い、指定健康保険組合に対する指導とリンクした補助事業としたところ。この見直しについて検証しつつ、平成25年度においても必要な改善を図る。

※ なお、健康保険組合連合会において健保組合間の財政の不均衡の調整を目的とした「交付金交付事業」を行っており、同事業では財政窮迫組合全般を対象とした助成を行っている。

◎ これまでの見直し

<平成23年度交付基準>

- ① 保険料率……95.0%以上
- ② 保険給付費等所要保険料率……60%超
- ③ 法定準備金等保有率水準
……法定給付費等の3ヶ月未満
- ④ 後発医薬品促進事業の実施

<平成24年度交付基準>

指定健保組合に指定され(※)、財政健全化計画期間中の組合

※ 指定健康保険組合の要件は次のとおり。

- (1) 経常収支が赤字(前3カ年)
- (2) 財源率が95%超(前3カ年)
- (3) 法定準備金等が3ヶ月未満(前年度)

◎ 今後の見直し

平成24年度の見直しを基本としつつ、今後は、指定健康保険組合への指導関与の強化や個別事情を考慮した交付方法の精緻化について検討する予定。